（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲に関する経過措置）

第四条　新令第二条の規定は、附則第一条第三号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲に関する経過措置）

第五条　新令第十条の二第五号の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

（調書の提出の特例に関する経過措置）

第六条　新令第三十条第六項（同条第三項の申請書に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後に提出する同条第三項の申請書について適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十一号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第一項、第三十条第六項、第三十七条第一項並びに別表第一第六号ト及び第七号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「法律第百六十四号）の規定に基づく」の下に「小児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療」を加え、「、同法第二十一条の五（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）の規定に基づく特定医療費の支給に係る医療

第十四条の三中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロ及び第十一号イ並びに第一号に掲げるものを除く。）

第十八条第一項中「（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類並びにフィルム、電池その他の消耗品を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下この条において「消耗品」という。）にあつては、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次項において同じ。）において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。次項第一号ハにおいて同じ。）の合計額が五十万円を超えない範囲内のものに限る。

第十八条第二項を次のように改める。

2　法第八条第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　非居住者が、輸出物品販売場（第三号に規定する基地内輸出物品販売場を除く。以下この号、次号及び第七項において「市中輸出物品販売場」という。）において前項に規定する通常生活の用に供する物品のうち消耗品以外のもの（以下この条において一般物品」という。）を購入する場合　その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法

イ　その所持する旅券等（旅券又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六条から第十八条まで（乗員上陸、緊急上陸等の許可）に規定する乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。以下この号及び第五項において同じ。）を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受けること。

ロ　当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること。

ハ　その所持する旅券等の写し（旅券にあつては当該旅券の番号並びに当該一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写しをいう。）を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること（当該市中輸出物品販売場において同一の日に購入する当該一般物品に係る対価の額の合計額が百万円を超える場合に限る。）。

二　非居住者が、市中輸出物品販売場において消耗品を購入する場合　その購入の際、前号イに掲げる要件及び次に掲げる要件の全てを満たして当該消耗品の引渡しを受ける方法

イ　当該消耗品をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること。

ロ　当該消耗品が国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装されていること。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（次号及び第七項において「合衆国軍隊の構成員等」という。）が、同協定第二条第一項に規定する施設及び区域内にある輸出物品販売場（以下この号、次号及び第七項において「基地内輸出物品販売場」という。）において一般物品を購入する場合　その購入の際、当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を経営する事業者に提出して、当該一般物品の引渡しを受ける方法

四　合衆国軍隊の構成員等が、基地内輸出物品販売場において消耗品を購入する場合　その購入の際、当該消耗品をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を経営する事業者に提出し、かつ、第二号ロに掲げる要件を満たして当該消耗品の引渡しを受ける方法

第十八条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「第二項第一号に掲げる方法」を「第二項第一号、第二号又は第四号に定める方法」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第一号に掲げる方法」を「第二項第一号又は第二号に定める方法」に、「同号」を「同項第一号イ」に改め、「書類」の下に「（同項第二号に定める方法により旅券等に貼付けを受けた同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項第一号ハに規定する旅券等の写しの提出は、当該旅券等の写しの提出により提供すべき情報（当該旅券等を所持する非居住者を特定する情報をいう。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提供によつてすることができる。